

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

Main form containing sections for business information (事業主), industry classification (産業分類), employment status (雇用保険適用), continuous employment system (継続雇用制度), and employee counts (雇用者数).

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)